

工事遵守事項

施工会社 大末建設株式会社は、神奈川県川崎市高津区二子一丁目 173 番 3（地番）において行なう（仮称）高津計画新築工事（以下「本件工事」という）について、各条項につき遵守致します。

第1条（工事概要）

本件工事の概要は以下の通りとする。

- | | |
|--------|-----------------------------|
| ① 工事場所 | 神奈川県川崎市高津区二子一丁目 173 番 3（地番） |
| ② 建物用途 | 共同住宅（分譲）41戸 |
| ③ 軸体構造 | 鉄筋コンクリート造 地上 15 階 |

第2条（工事期間）

本件工事期間は、2024年11月1日（準備工事）から2027年1月末日とする。ただし、本件工事が期間内に完了しないことが判明した場合は、近隣住民へ連絡するものとする。

第3条（作業時間及び休日）

- ① 本件工事の作業時間は、以下の通りとする。

山留工事、杭工事、土工事のうち重機を使用する作業及びコンクリートミキサー車・ポンプ車を使用するコンクリート打設作業
午前8時30分より午後5時00分までとする。

上記以外の作業

午前8時30分より午後6時30分までとする。

但し、作業前の準備作業は午前7時30分、朝礼は午前8時20分より行い、作業終了後の後片付けは午後7時00分まで行うものとする。

なお、準備・後片付け作業とは入退場、着替え、作業道具準備片付け等の大きな騒音振動の発生しない作業のことをいう。

- ② 日曜日及び祝日は原則として作業を行わないものとする。

また、ゴールデンウィーク休暇、夏季休暇並びに年末年始休暇を設け、その間は作業を行わないものとし、日程が決まり次第、週間工程表へ掲示するものとする。

土曜日については、おおむね月2回の作業休工日を設け、週間工程表へ掲示するものとする。

- ③ 下記事項の（1）から（7）の内容により、やむを得ず作業時間・休日を変更する場合がある。

- （1）コンクリート打設及びコンクリート押さえ作業等、工事の性質上中断することが出来ない作業を行う場合。
- （2）重量物の搬出入時間、方法、その他について所轄警察から特別な指示がある場合。
- （3）インフラ整備工事等の作業時間について、所轄行政や関係機関から特別の指示がある場合。
- （4）台風、地震、工事災害等により著しく工程が遅延した場合。
- （5）緊急時及び保安上やむを得ない場合。
- （6）騒音・振動によるご迷惑の少ない室内外の仕上作業等。
- （7）検査・内覧会等の工事を伴わないもの。

第4条（作業内容の掲示）

現場仮囲いの近隣住民が見やすい場所に週間工程表を掲示するとともに、大きな騒音振動の発生する作業について週間工程表へ明示するものとする。

第5条（危険防止の措置）

- ① 計画敷地周辺に仮囲いを設置するとともに、建物外周シート等の養生設備を必要に応じて行い、材料等の飛来、落下及び飛散の防止に努めるものとする。
- ② やむを得ず公道を利用して作業を行う場合は、道路使用許可の上、安全面に細心の注意を払って作業を行うものとする。

第6条（工事関係車両対策）

- ① 工事用車両の搬入・搬出がある時には出入り口に誘導員を配置し、関係車両の誘導を適切に行い、地域住民や通行者の安全をはかるものとする。
- ② 関係車両の運転手に交通法規を遵守させ、交通事故や周辺道路での違法駐車のないよう指導を徹底するものとする。
- ③ 現場内に駐停車している工事用車両（エンジンを利用して作業を行う車両以外）のアイドリングストップを励行するものとする。
- ④ 生コン車等は大山街道沿いに待機させないものとし、その他工事関係車両についても、大山街道沿いの店舗や住宅前に停車させないものとする。

第7条（工事公害の抑制）

- ① 本件工事に伴う騒音・振動に関し、関係諸法規を遵守し、公害の抑制に極力努めるものとする。
- ② 近隣に及ぼす影響の少ない工法や低騒音の機種を積極的に採用し、工事による公害の抑制に努めるものとする。
- ③ 仮囲い、建物外周シート等の養生設備を設置し、現場内の散水等を適宜行い、粉塵の軽減に努めるものとする。

第8条（現場の管理）

- ① 防火・衛生・危険防止等に関する諸法規を遵守するとともに、適切な現場管理を行うものとする。また、資材・機材は道路等に放置することなく、現場敷地内に適切に保管するものとする。
- ② 本件工事に起因して、周囲の道路を汚損させた時は、清掃するものとする。
- ③ 作業場周辺における安全対策に万全を期し、火災、風紀、衛生、その他事故防止等、現場及び作業員の管理を厳正に行うものとする。
- ④ 本書の内容について、従事する誘導員や作業員へ周知し、教育を行うものとする。

第9条（近隣建物等の現状確認）

- ①工事着手前に必要に応じて近隣建物の事前家屋調査を実施し、必要箇所の写真を撮影し、その記録を保管する。
- ②本件工事が終了したのちに必要に応じて近隣建物の事後家屋調査を実施し、本件工事に起因する損傷の有無の確認を行う。
- ③家屋調査の結果に基づき、本件工事に起因して近隣建物に被害を与えた場合、誠意をもって対象者と協議の上、損害箇所の修復等を行う。

第10条（現場責任者の常駐及び緊急連絡先）

本件工事期間中、現場責任者を常駐させるものとする。

現場責任者：作業所長 佐藤 雄

現場事務所：川崎市高津区二子一丁目 11-37

電話番号：決定次第お知らせ致します。

【夜間・早朝・休日・緊急時連絡先】

電話番号：03-5634-9105（警備会社）

第11条（その他）

上記に定めなき事項及び疑義については、近隣住民と誠意をもって協議の上、解決するものとする。

以上